

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（自動車検査証等の有効期間の起算日） 第四十四条 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二个月前）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（自動車検査証等の有効期間の起算日） 第四十四条 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。</p>

自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間）</p> <p>第七条 令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>一 道路運送車両法第五十八条第一項の自動車（第三号の自動車を除く。）については、同法の規定による自動車検査証の有効期間に一月（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月）を加えた期間</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間）</p> <p>第七条 令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。</p> <p>一 道路運送車両法第五十八条第一項の自動車（第三号の自動車を除く。）については、同法の規定による自動車検査証の有効期間に一月を加えた期間</p> <p>二・三（略）</p>